【資料第３号】
総務部職員課

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要

1　改正内容

⑴　第１条関係

期末手当及び勤勉手当の支給月数（第 16 条、第 30 条）

以下のとおり期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を行う。

現行	６月		12 月	
	期末	勤勉	期末	勤勉
フルタイム会計年度任用職員	1.20 月	1.125 月	1.20 月	1.125 月
パートタイム会計年度任用職員	1.20 月	1.125 月	1.20 月	1.125 月

⬇

改定①	６月		12 月	
	期末	勤勉	期末	勤勉
フルタイム会計年度任用職員	1.20 月（改定なし）	1.125 月（改定なし）	1.30 月（+0.10 月）	1.225 月（+0.10 月）
パートタイム会計年度任用職員	1.20 月（改定なし）	1.125 月（改定なし）	1.30 月（+0.10 月）	1.225 月（+0.10 月）

⑵　第２条関係

期末手当及び勤勉手当の支給月数（第 16 条、第 30 条）

第１条関係で改定した期末手当の支給月数の改定を行う。

改定①	６月		12 月	
	期末	勤勉	期末	勤勉
フルタイム 会計年度任用職員	1.20 月	1.125 月	1.30 月	1.225 月
パートタイム 会計年度任用職員	1.20 月	1.125 月	1.30 月	1.225 月

⬇

改定②	６月		12 月	
	期末	勤勉	期末	勤勉
フルタイム 会計年度任用職員	1.25 月 （+0.05 月）	1.175 月 （+0.05 月）	1.25 月 （−0.05 月）	1.175 月 （−0.05 月）
パートタイム 会計年度任用職員	1.25 月 （+0.05 月）	1.175 月 （+0.05 月）	1.25 月 （−0.05 月）	1.175 月 （−0.05 月）

２　施行期日等

⑴　第１条関係

公布の日（令和６年 12 月１日に遡って適用）

⑵　第２条関係

令和７年４月１日